

※受付番号No.

写真
(3.0×2.5cm)
(6ヶ月以内撮影)
1枚を
添付のこと

高所作業車運転技能講習受講申込書

フリガナ			性別	生 年 月 日	
氏 名			男・女	年 月 日	
住 所	(電話 — —)			郵便番号 〒 —	
講習の一部免除 資格の有無 (該当番号を○で 囲み、資格は コピーを添付し て下さい。)	1	移動式クレーン運転士免許を受けた者	受 講 料	36,000 円	テ キ ス ト 代 会 員 0 円 非会員 1,850 円
		小型移動式クレーン運転技能講習を修了した者			
	2	建設業法施行令に規定する建設機械施工技術検定に合格した者		38,000 円	
		道路交通法の大型特殊自動車免許、大型特殊自動車第二種自動車免許、大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許又は普通自動車免許を有する者 フォークリフト運転技能講習、ショベルローダー等運転技能講習、車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習、車両系建設機械(基礎工事用)運転技能講習、車両系建設機械(解体用)運転技能講習又は不整地運搬車運転技能講習を修了した者			
所属事業所	事業所名			電話	
	代表者名			建災防山口県支部加入の有無 会 員 非 会 員	
	所在地	〒 —		※資格確認印	

年 月 日
建設業労働災害防止協会山口県支部長 殿

受講案内書記載事項並びに下記の注意事項等を了知の上申し込みます。

申 込 者
(受講者本人)



- (注) 1. この申込書に記載していただく氏名、生年月日等の各項目は、法律で記入することが定められています。誤りのないよう正確(戸籍に記載されている文字)に楷書で記入して下さい。記載事項を訂正する場合は、訂正箇所にも二重線を引いて訂正印を押印すること。
(修正液等使用不可)
なお、記入していただいた氏名、生年月日等は、この技能講習の事業以外では一切使用いたしません。
2. ご本人確認のため、受講申込時、公的書面(自動車運転免許証・パスポート・住民票等)の原本及びその写しを持参下さい。
3. 遅刻、途中退場、早退等により所定の講習時間を受講しなかった場合は、修了試験を受験できません。
4. 受講料は、受講日から4営業日前までのキャンセル・欠席は、返却いたしません。
5. 写真(3.0×2.5cm、6ヶ月以内撮影、顔正面、無背景、帽子やサングラス等の頭や顔を覆うもの不可、裏面に氏名記入)1葉を添付する(貼り付けない)こと。
6. ※印の欄は記入しないこと。

※ 試 験 成 績 表						※合否の別	※ 修了証番号	第 号
学 科	作業装置	原動機	一 般	法 令	計			
実 技	作 業 装 置 の 操 作					合・否	※ 修了証 交付年月日	年 月 日
※記事欄								

2019年2月 改訂

講習科目の範囲及び時間

(学 科)

講 習 科 目	範 囲	講習時間
作業に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識	高所作業車の種類及び用途 作業装置及び作業に関する附属装置の構造及び取扱いの方法	5 時間
原動機に関する知識	内燃機関の構造及び扱いの方法 動力伝達装置及び走行装置の種類	3 時間
運転に必要な一般的事項に関する知識	高所作業車の運転に必要な力学 感電による危険性	2 時間
関係法令	労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）、 労働安全衛生法施行令及び労働安全衛生規則中の関係条項	1 時間

(実 技)

講 習 科 目	範 囲	講習時間
作業のための装置の操作	基本操作 定められた方法による作業床の昇降等	6 時間

講習科目の一部が免除される者

区分	受講の免除を受けることができる者	講習免除科目
1	移動式クレーン運転士免許を受けた者又は 小型移動式クレーン運転技能講習を修了した者	原動機に関する知識 運転に必要な一般的事項に関する知識
2	1 建設業法施行令（昭和 31 年政令第 273 号）第 27 条の 3 に規定する建設機械施工技術検定に合格した者 2 道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)第 84 条第 3 項の大型特殊自動車免許、大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許又は普通自動車免許を有する者、若しくは同条第 4 項の大型特殊自動車第二種免許を有する者 3 フォークリフト運転技能講習、ショベルローダー等運転技能講習、車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習、車両系建設機械（基礎工事用）運転技能講習、車両系建設機械（解体用）運転技能講習又は、不整地運搬車運転技能講習を修了した者	原動機に関する知識

資格証の写しを添付

○自動車免許証

○技能講習修了証